

—— 長岡市内の午後8時以降も営業されている飲食店の皆様へ ——

「感染防止対策の徹底」と 「営業時間短縮」にご協力ください

新型コロナウイルス感染症の新規感染者の急増に伴う、新潟県の特別警報が発令され、特別措置法第24条第9項に基づく飲食店等を対象とした営業時間の短縮にご協力ください。

1 協力内容	「にいがた安心なお店応援プロジェクト認証飲食店(申請中を含む)」以外 ⇒ 午前5時から午後8時までの時間短縮営業 に全面的にご協力ください。 ※酒類の提供は 午後7時まで に限ります。
	「にいがた安心なお店応援プロジェクト認証飲食店(申請中を含む)」 ⇒ 午前5時から午後9時まで (従前の営業時間が午後8時を越え午後9時以内の店舗は、 午後8時まで)の 時間短縮営業 に全面的にご協力ください。 ※酒類の提供は 午後8時まで (従前の営業時間が午後8時を越え午後9時以内の店舗は、 午後7時まで)に限ります。 ※従前より、上記の時間の範囲内で営業している店舗は協力要請の 対象外 です
2 協力期間	令和3年 8月24日(火)0時 から、令和3年 9月6日(月)24時 までの 14日間 ※感染状況によっては延長される可能性があります。
3 対象施設	長岡市内で食品衛生法第52条に定める営業許可を取得している次の施設 ① 接待を伴う飲食店 【具体例】キャバレー、スナック、パブ、キャバクラ 等 ※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗 ② 酒類を提供する飲食店 (カラオケ店を含む) 【具体例】居酒屋、レストラン、バー 等

4 賛同いただいた1店舗あたりの協力金

		確定申告等に基づく前年度又は前々年度の1日当たりの売上高が		
		～8万3333円以下	8万3333円超～25万円以下	25万円以上超～
中小企業者等	A 売上高による方法 (1日の売上高の3割)	35万円 2.5万円/日 × 14日間	35万円～105万円 2.5～7.5万円/日 × 14日間	105万円 7.5万円/日 × 14日間
	B 売上高減少額 による方法	【計算式】前年又は前々年と今年の8～9月を比較した1日当たり売上高減少額 × 0.4 × 14日間 【上限額】280万円(20万円 × 14日間) 又は前年若しくは前々年の8～9月の1日当たり売上高 × 0.3 × 14日間のいずれか低い額		
大企業				

5 申請期間 協力期間終了後の**9月7日から**(予定) ※詳細は長岡市ホームページをご確認ください。

※**感染防止対策を講じ、14日間、全ての日の営業時間を短縮した店舗が対象**

安心なお店づくりのために、飲食店認証制度へご申請ください！

にいがた安心なお店応援プロジェクト事務局
TEL:025-240-5330 (9時15分～16時45分、平日のみ)

このステッカーが目印



お問い合わせ先

長岡市商工部 「事業者向け総合相談窓口」 電話 0258-39-1238